

硫酸銅に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年6月22日～令和4年7月21日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

	意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	<p>ワインで悪酔いする（悪影響がある）のは、保存剤とか今回の製造用剤が影響しているのではないかという仮説に基づいた検証はされているのでしょうか？</p> <p>現状の科学レベルで悪影響が明らかでないからと言って、使用を認めたり、残留基準をゆるく設定すると、後々「天動説を信じて地動説を唱える（添加物等は悪影響の可能性があるので禁止すべきと訴える）人間を抹殺（黙殺）した愚か者（とんでも野郎）」という評価されることが、評価に参加した委員の皆さんはわかっているのでしょうか？</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>添加物の指定等、リスク管理措置については、食品安全委員会によるリスク評価結果を基に、リスク管理機関である厚生労働省において検討され、実施されることとなります。</p>

※ 頂いた御意見・情報をそのまま掲載しています。